

特 別 規 則 書

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ法典ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則に従い、かつ湘南ダートトライアルシリーズ共通規則書および、本競技会特別規則書により開催される。

第1条 競技会の名称

湘南ダートトライアルシリーズ VOL.5 EBOSHI

第2条 四輪自動車によるタイムトライアル(ダートトライアル競技)

第3条 開催日 平成16年9月 5日(日)

第4条 開催場所 大井松田コマツ特設会場

第5条 主催者 モータースポーツチーム烏帽子(EBOSHI)

第6条 大会役員

審査委員長 重田扶美男 組織委員長 桐生 勲

競技役員 ・競技長 富井 秀哉

・コース委員長 井上 喜一郎 ・技術委員長 小金井 勝 ・計時委員長 勝又 光博

・事務局 桐生 勲

第7条 タイムスケジュール

ゲートオープン	AM7:00~	受付時間	AM7:40~8:20
慣熟歩行	AM8:10~9:00	ドライバーズブリーフィング	AM9:10~9:20
車両車検	AM9:30~	競技開始	車両車検終了後

* 競技終了後時間が有れば練習走行を行います。

第8条 クラス区分

* B - 1400cc以下のB車両	* B - 1400cc~1600cc以下のB車両
* B - 1600cc~2500cc以下のB車両	* B - 2500cc以上のB車両
* LD 制限無しのB車両	* RD 制限無しのB車両
* 旧車クラス 参加可能車種CD5A・E38A・RNN14・BC5・BG8Z・ブルーバード・ST185のB車両	

第9条 参加資格

- 1) エントラントは会員かイベント会員(競技会1日だけの会員)で普通運転免許証を所持している事。
- 2) 20歳未満の競技者は、参加申込書の所定の場所に親権者の署名・捺印を必要とする。

第10条 参加料と申込方法

- ・ **参加料 会員 9,000円・イベント会員 10,000円・レディース 7,000円までは弁当付**
- ・ **切日以降 申込は弁当無し10,000円 当日エントリーは 12,000円弁当無し**
- ・ 申込方法 参加申込書及び車両申告書に記入し、署名、捺印し、参加料を添えて現金書留で、大会事務局に郵送すること。
- ・ 主催者は本人に理由を示さず参加申し込みを拒否することが出来る。その場合は手数料1,000円を引き参加料を返還する。
- ・ 正式受理後申し込みの取り消しはできない。

第11条 申込期間と申込先

申込期間 申込書:5月19日から6月12日必着 銀行振込:6月13日までに確認出来ること

申込先 〒253-0087 神奈川県茅ヶ崎市下町屋2-9-24 桐生飯金内

モータースポーツチーム烏帽子 (EBOSHI)

TEL 0467-86-6008

振込み先 スルガ銀行 浜見平支店 普通口座 01440222

口座名 モータースポーツチームエボシ

申込方法: 参加申込書と参加料の提出方法は以下の通りとします。組み合わせは自由です。

参加料:現金書留、銀行振込 又は 事務局に持参

参加申込書:メール、FAX、郵送 又は 事務局に持参

注1) 参加申込書はEBOSHIホームページの湘南ダートラ申込み手順の欄からダウンロードしてください。郵送又は事務局に持参の場合は、A4サイズでプリントし必要事項を記入して郵送等して下さい。なお、**参加料を指定の口座に振り込む場合は、振り込み終了後、メールにて事務局までご連絡下さい。**

注2) **メール又はFAXで参加申込書を提出する場合は、署名及び捺印は当日記入等して下さい。**なお、運転者が満20才未満の場合は、親権者の署名を手書きにて記入する必要があるため、郵送又は直接持参により申込みをお願いします。メールでの申込みは受け付けておりません。なお、親権者が当日同伴する場合はこの限りではありません。

注3) **メール又はFAXで参加申込書を提出するエントラントは締切日までに現金書留、銀行振込 又は 事務局に持参**をして下さい。締切りまでに入金無き場合は共通規則書第8条参加料及び参加申込の締切及び参加の特典(参加費用と弁当)は**無効とし、当日参加とみなします。**

EBOSHIホームページアドレス

<http://members.jcom.home.ne.jp/eboshi-kiryubankin/>

第12条 賞典及び賞典の規制

1. 各クラス 6位まで表彰する。
1~6位トロフィーまたは盾及び副賞。但し、参加台数の30%以内とする。
2. その他、賞を設定する場合もある。 **(参加台数によっては現金)**

第13条 損害の補償

湘南ダートトライアルシリーズ共通規則書第26条損害の補償に準拠する。

第14条 補 足

- ・ほこり等がひどい場合は、住民に迷惑がかかるため散水を行う場合もある。
- ・散水は降雨あつかいと、クラスごとで中断散水もやむをえないものとする。

第15条 延期及び中止又は短縮は共通規則第25条に準ずる。

第16条 付 則

- ・ 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及び湘南ダートラシリーズ共通規則に準拠する。
- ・ 本規則は、参加受付と同時に施行する。